

株 主 各 位

大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号

株式会社ニッカトー

取締役社長 西村 隆

第146回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第146回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月16日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月17日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1
ホテル・アゴーラリージェンシー堺
3. 目的事項

報告事項 第146期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

-
- ① 当日株主総会にご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ② 添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.nikkato.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

添付書類

事業報告(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国の経済は、前半につきましては前年度よりの円安が継続したことで、輸出関連の大企業を中心に好調を維持いたしました。また、インバウンドの増加も著しく、これによる国内消費も関連分野には多大な恩恵がございました。しかしながら、これらの影響は中々全国的には行き渡らず、後半、特に年明けからは世界経済の先行き不安からの世界同時株安、そして円高に振れたことで日銀の「マイナス金利政策」も目立った効果を見ずに失速気味で終了いたしました。

このような状況のもとで、当社はセラミックス事業が特に期の前半で電子部品関連の設備投資が増えたことにより、大きく受注、売上が共に伸びたことで、前年度のような大口物件がなかったエンジニアリング事業の落ち込みをカバーするだけでなく、利益面では大きく寄与いたしました。

この結果、受注面では8,753,261千円と前年度比0.6%の増加となり、売上高は8,577,318千円と同2.2%減収となりました。

損益面につきましては、当期はセラミックス事業の売上が回復したことにより工場の稼働率が上がったこと、エンジニアリング事業の低粗利物件がなかったことなどにより、営業利益は前年度比35.0%増益の594,902千円、経常利益も同比35.3%増益の633,470千円と何れも2桁の増益となり、当初予想も大幅に上回る事が出来ました。

当期純利益も、これらのことに加え、雇用者所得拡大促進税制等における税額控除の適用を受け、同比44.7%増益の412,493千円となりました。

事業別の概況

セラミックス事業

6,275,990千円と前年度比7.6%の増収となりました。

なお、市場別による分類では、電子部品向け57.5%、化学・窯業・鉄鋼向け14.9%、機械・ベアリング向け9.0%となりました。

エンジニアリング事業

大口物件がなかったことから売上高は2,301,327千円と前年度比21.8%の大幅な減収となりました。

なお、市場別による分類では当期はかなり分散し、電子部品向けが38.2%、環境・エネルギー向け23.6%、半導体向け12.2%、次いで化学・窯業・鉄鋼向け6.8%と続きました。

事業別売上高

		金額(千円)	構成比(%)
セラミックス事業	機能性セラミックス	291,007	3.4
	耐摩耗セラミックス	3,998,900	46.7
	耐熱セラミックス	1,770,289	20.6
	理化学用陶磁器その他	215,792	2.5
	小計	6,275,990	73.2
エンジニアリング事業	加熱装置	929,008	10.8
	計測機器その他	1,372,319	16.0
	小計	2,301,327	26.8
合計		8,577,318	100.0

研究開発の状況

セラミックスは以前と異なり、金属や樹脂からの置き換えだけでなく、新たな用途に積極的に採用されてきております。それに伴い、セラミックスの特徴である機械的、熱的特性を生かすべく、より高いレベルの製品が求められるようになってきていますが、それ以上に品質に対する信頼性が強く求められるようになっております。セラミックスの品質に対する信頼性向上には、原料粉体の処理から成形、焼成に至るまでの各工程において適格な管理体制の構築および実施が重要と考えております。従来、セラミックスの製造技術は経験と勘に頼る部分が多いため、製造工程の条件のバラツキ等につながり、しいては製品特性のバラツキが生じて、信頼性に大きな影響を与えていました。そのため、製造技術の基本に戻り、各工程において各製造方法および条件が製品特性に与える影響等を詳細に検討するとともに、各工程における特性の評価技術の開発とその評価による数値化を図り、適切な管理体制を作り上げることが製造技術の向上につながると考えております。

以上のように製造技術の向上は製品特性の信頼性向上には必要不可欠であり、さらには製造に要する時間、エネルギーの低減、工程の簡略化、コスト低減等につながることから積極的に研究開発を進めております。

当期における研究開発費は222百万円であります。

設備投資等および資金調達の状況

当期の設備投資額は458百万円であります。

主な設備投資の内容は、成形工程における増産体制の拡充、焼成炉関係の修理および基幹システム更新関係投資等であります。

なお、当期の減価償却費は505百万円であります。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、昨年までの景況感が大手企業でも一変し、厳しい状況が予想されます。

このような予断を許さない中で、当社は新規分野への積極的な展開でさらなる成長を目指し、全社をあげて取り組んでいく所存でございます。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

項 目	期 別	第143期	第144期	第145期	第146期
		(平成25年3月期)	(平成26年3月期)	(平成27年3月期)	(当事業年度) (平成28年3月期)
売 上 高	(千円)	7,696,349	7,908,956	8,773,139	8,577,318
経 常 利 益	(千円)	443,120	326,777	468,080	633,470
当 期 純 利 益	(千円)	246,783	191,502	285,064	412,493
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	(円)	20.54	16.04	23.88	34.56
純 資 産	(千円)	8,561,014	8,777,099	9,083,573	9,226,170
総 資 産	(千円)	11,098,906	11,667,629	12,559,758	12,699,986

(4) 主要な事業内容

当社はセラミックスおよび計測機器・加熱装置の製造・販売を主な事業としており、品種別の主要な商品・製品は次のとおりであります。

区 分		主 要 商 品 製 品
セラミックス事業	機 能 性 セ ラ ミ ッ ク ス	ケラマックス発熱体、酸素センサ、燃料電池部材、セラミックスフィルター
	耐 摩 耗 セ ラ ミ ッ ク ス	粉砕用ボールおよび部材、ボールミル、ノズル、摺動部材、ベアリングボール
	耐 熱 セ ラ ミ ッ ク ス	熱電対用保護管、絶縁管、炉芯管、搬送用ローラ、熱処理用容器・道具材
	理 化 学 用 陶 磁 器	蒸発皿、るつぼ、燃焼用ポート、実験用陶磁器
	そ の 他	特殊耐火物るつぼ・容器、レンガ、耐熱セメント
エリンジニア事業	加 熱 装 置	各種電気炉、ケラマックス電気炉、単結晶育成炉、熱処理装置
	計 測 機 器	温度センサ、応力測定機器、計測機器、計測制御装置
	そ の 他	理化学用品

(5) 主要な営業所および工場

(当 社) 本 社：大阪府堺市
東 京 支 社：東京都文京区
セラミックス
営 業 本 部：大阪府堺市
名古屋営業所：愛知県名古屋市
九 州 営 業 所：福岡県福岡市
北関東営業所：栃木県小山市
堺 工 場：大阪府堺市
東 山 工 場：大阪府堺市

(6) 従業員の状況

従 業 員 数		前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男 性	220名	4名増	37才8ヵ月	15年6ヵ月
女 性	58名	1名増	39才2ヵ月	16年2ヵ月
合計または平均	278名	5名増	38才0ヵ月	15年8ヵ月

(注) 上記従業員数にはパートタイマー41名、嘱託4名、契約社員27名を含んでおりません。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	488百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	163百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式総数

11,936,888株

(自己株式198,807株を除く。)

(2) 株 主 数

2,483名

(3) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ニ ッ カ ト ー 取 引 先 持 株 会	723千株	6.0%
東 ソ ー 株 式 会 社	599	4.9
株 式 会 社 チ ノ ー	574	4.7
ニ ッ カ ト ー 従 業 員 持 株 会	502	4.1
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	499	4.1
株 式 会 社 共 和 電 業	400	3.3
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	353	2.9
株 式 会 社 ツ バ キ ・ ナ カ シ マ	300	2.5
西 村 明	250	2.1
株 式 会 社 ク ボ タ	200	1.6

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式198,807株を保有しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 村 隆	
代表取締役	清 水 奉 明	経理部長
取 締 役	星 野 尹	東京支社長
取 締 役	飴 山 久 道	セラミックス営業本部長
取 締 役	大 西 宏 司	研究開発部長
取 締 役	安 岡 廣	エンジニアリング本部長
取 締 役	土 井 祐 二	総務部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 森 常 司	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 村 元 昭	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	臼 間 真 次	税理士法人ゆびすい 社員

- (注) 1. 平成27年6月19日開催の第145回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役（監査等委員）西村元昭、臼間真次の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役（監査等委員）の取締役会等への出席状況

氏 名	出席状況および発言状況
西 村 元 昭	当期開催の取締役会17回、監査役会4回、監査等委員会8回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
臼 間 真 次	当期開催の取締役会17回、監査役会4回、監査等委員会8回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

4. 当社は常勤者の有する高度な情報収集力に基づく質の高い情報収集が可能になること、内部統制システムの活用や、会計監査人および内部統制所管部門等との連携においても常勤の監査等委員の役割・活動が重要であること等の理由により監査等委員会の組織として常勤を置いております。取締役小森常司氏が、常勤の監査等委員であります。
5. 責任限定契約の内容の概要
当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く）	7名	73,134千円
取締役（監査等委員）	3名	11,835千円
		（うち社外2名5,850千円）
監査役	3名	6,945千円
		（うち社外2名3,150千円）

- (注) 1. 使用人兼取締役の使用人給与相当額の総額は58,725千円であり、上記支給額には含まれておりません。
2. 報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額13,301千円（取締役（監査等委員を除く）11,921千円、監査等委員取締役1,035千円、監査役345千円）が含まれております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清稜監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額
20,000千円
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計
20,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っているためであります。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の額を区分しておりません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員の互選によって選定された監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の継続監査年数等の諸事情を勘案の上、監査等委員会と取締役会の協議に基づき、再任もしくは不再任の決定を行います。

5. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制は、次のとおりであります。

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査等委員会と協議し、その意見を十分考慮して検討いたします。

(2) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とします。

ロ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人は、当社の業務執行にかかわる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員会の意見を聴取するものとします。

(3) 当社または子会社の取締役および使用人等から監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当社または子会社の取締役および使用人は、監査等委員会の定める所に従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととします。

ロ. 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。

- ① 当社の内部統制システムの構築に関する部門の活動状況
- ② 当社の内部監査部門の活動状況
- ③ 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ④ 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ⑤ 内部通報制度の運用および通報の内容
- ⑥ 監査等委員会から要求された契約書類、社内稟議書および会議議事録の回付

(4) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役および使用人等の不正行為を発見した場合の通報窓口「ヘルプライン」を開設しております。「ヘルプライン」その他直接間接に監査等委員会に報告した者への不利益扱いを禁止します。

(5) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行に関する費用等の請求については、監査等委員会の職務の執行に関するものでないことが明らかである場合を除き、会社法第399条の2第4項に基づき速やかにかつ適正に処理します。

(6) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会が期初に策定した監査方針、監査計画に基づき実施される監査の実効性を高めるため、社長が監査上の重要問題、監査環境の整備等の意見交換のために監査等委員会と定期的な会合を実施する。会合を通じて監査の実効性確保に係る監査等委員会の意見を十分に尊重します。

また、内部監査部門および会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合により、監査等委員会との連携を図ります。

(7) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主や取引先をはじめ地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、コンプライアンス規程を制定・施行し、取締役ならびに使用人が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化に取り組むなど、内部統制システムの充実に努めます。

使用人に対しては、コンプライアンスを重視したニッカトーCSR行動規範・規準を策定、研修を実施します。

(8) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の業務執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理（廃棄を含む）の運用を実施し、また必要に応じて各規程等の整備・運用を強化します。

(9) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各担当部署においてリスク要因に対する管理プログラムを策定し、リスクに関する規程の整備・運用を強化します。組織横断的リスク状況の監視および全般的な対応は総務部が行うものとします。また、新たに生じたリスクについては危機管理規程に基づき、危機管理委員会を設置し、速やかに対応にあたります。

(10) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎年策定される年度計画および中期計画に基づき、各業務執行ラインが目標達成のための行動を行います。また、経営目標が予定どおりに進捗しているか業務報告を通じて定期的に検証を行います。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められた事項およびその付議基準に該当する事項について全て取締役会に付議することを遵守します。

日常の職務の執行に際しては、業務執行取締役の担当業務を明確化させるとともに、IT化推進による情報共有により迅速な意思決定と効率的な業務執行を実施します。

(11) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ子会社に対しては、コンプライアンスを重視したニッカトーCSR行動規範・規準を準用し、法令および企業倫理遵守の徹底を図ります。また、当社内部監査部門による定期的な監査を実施し、強力な管理体制を維持します。

(12) 財務報告の適正を確保するための体制の整備

財務報告の信頼性および適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制を有効なものとするため、経理部および内部監査室を中心に評価・報告体制を整備します。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

内部監査室において、社内各部署が法令、定款、社会規範、社内規程に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査等委員会との相互協力の上、書類の閲覧および実地調査をしております。

上記活動に基づき内部監査報告書や内部統制評価の状況報告書を作成し、取締役会等で報告しております。

6. 会社の支配に関する方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務内容および事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性ならびに株主のみなさまやお取引先をはじめ地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値および株主様共同の利益を中長期的に確保し、継続的もしくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

また、当社は、当社株式の大規模買付行為が行われた際に、これに応じられるかどうかは、最終的には株主のみなさまの自由な意思と判断によるべきものであると考えておりますが、一方では、大規模買付行為の中には、その目的等から見て当社の企業価値および株主様共同の利益に明白な侵害をもたらすものがあることも否定できません。

したがって、当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

(2) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主のみなさまが当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主様共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われまます。したがって、買収の提案が行われた場合に、当社株主のみなさまの意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主のみなさまが適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買収提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主のみなさまに対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えております。

また、買収者による買収の中には、その目的や態様等から見て、企業価値および株主様共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主のみなさまが株式の買収内容等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値および株主様共同の利益を損なうと思われるものも少なくありません。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、当社の企業価値および株主様共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するためには、大規模買付行為の提案が行われた場合に大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）、および当社取締役会が遵守すべき手続きについて客観的かつ具体的に定めることが必要であると考え、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入」（以下、本プランといいます。）を平成21年6月25日開催の第139回定時株主総会において、出席株主のみなさまの過半数のご承認を得て導入しました。さらに本プランは第2回目の有効期限の到来に伴い、平成27年6月19日開催の第145回定時株主総会において、出席株主のみなさまの過半数のご承認を得て継続導入しております。

本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主のみなさまのために本プランの発動および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会は、社外の有識者の中から選任され、社外の有識者3名により構成されております。

対象となる大規模買付行為とは、①当社が発行である株式等について、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付等、②特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等を行います。

大規模買付者は、事前に当社に対して、本プランに定める手続きを遵守する旨の「意向証明書」を提出していただき、当社取締役会が「意向証明書」を受領後に当社株主様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。なお、独立委員会は、当社取締役会を通じ、必要情報の提供を受けるものとします。

当社取締役会が十分な情報提供がなされたと判断した場合は、当社取締役会は、必要情報提供完了後60日間（対価を現金のみとする公開買付）、または90日間（その他）の検討期間を設定します。ただし、さらに内容の検討や代替案の作成等で必要な場合は、10日間検討期間を延長することができるものとします。

当社取締役会は、検討期間内に、独立委員会に諮問し、当該大規模買付行為の内容の評価・検討等を行い、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、株主のみなさまのご意向の把握に努めたり、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議・交渉をし、当社株主のみなさまに対し代替案を提示することもあります。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、対抗措置を採ることが相当と認められる場合を除き、原則として対抗措置を採りません。また、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会は対抗措置を採る場合があります。

対抗措置の具体的内容としましては、新株予約権無償割当等で、新株予約権無償割当を行う場合は、買付者等が権利行使できない新株予約権を当社取締役会が定める一定の日における全ての株主様に対して、所有する当社の普通株式1株につき1個以上で、当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権無償割当をいたします。

本プランの有効期限は平成30年6月30日までに開催される第148回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、定時株主総会において本プランの継続が承認された場合は、有効期限はさらに3年間延長されるものとします。また、有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議がなされた場合は、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(3) 上記(2)の取組みに関する取締役会の判断について

当社取締役会は、上記(2)の「不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」が、当社の基本方針に沿って策定されたものであり、当社の企業価値および株主様共同の利益を確保・向上させるものであると判断しております。

また、本プランは、定時株主総会における株主のみなさまからのご承認をもって発効され、かつ有効期限前でも株主総会において変更または廃止決議がなされた場合は、その時点で実行される等、株主のみなさまの意思を重視したものであります。

さらに、独立委員会の設置等、当社取締役会による恣意的な判断を防止する仕組みを確保するとともに、毎年定時株主総会における取締役の選任（当社取締役の任期は1年）を通じて本プランの継続につき株主のみなさまの意向を反映させることが可能となっております。

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)	科 目	金 額(千円)
(資 産 の 部)	12,699,986	(負 債 の 部)	3,473,816
流 動 資 産	7,527,763	流 動 負 債	3,085,898
現 金 預 金	1,810,123	電 子 記 録 債 務	551,670
受 取 手 形	975,656	買 掛 金	1,071,015
電 子 記 録 債 権	257,721	短 期 借 入 金	400,000
売 掛 金	1,862,866	1年以内返済予定の長期借入金	184,008
有 価 証 券	431,846	未 払 金	475,338
商 品	40,932	未 払 消 費 税 等	23,481
製 品	564,591	未 払 法 人 税 等	137,591
原 材 料	156,691	預 り 金	15,268
仕 掛 品	1,153,084	賞 与 引 当 金	201,000
貯 蔵 品	148,125	役 員 賞 与 引 当 金	19,888
繰 延 税 金 資 産	78,663	そ の 他	6,637
未 収 入 金	5,257	固 定 負 債	387,917
前 払 費 用	19,715	長 期 借 入 金	106,548
そ の 他 の 流 動 資 産	23,087	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	142,408
貸 倒 引 当 金	△ 600	預 り 保 証 金	71,706
固 定 資 産	5,172,222	資 産 除 去 債 務	39,347
有 形 固 定 資 産	3,150,599	繰 延 税 金 負 債	27,907
建 築 物	1,464,646	(純 資 産 の 部)	9,226,170
構 築 物	61,808	株 主 資 本	9,056,893
機 械 装 置	1,004,897	資 本 金	1,320,740
車 両 運 搬 具	9,431	資 本 剰 余 金	1,225,438
工 具、器 具 及 び 備 品	106,831	資 本 準 備 金	1,088,420
土 地	495,761	そ の 他 資 本 剰 余 金	137,017
建 設 仮 勘 定	7,222	自 己 株 式 処 分 差 益	137,017
無 形 固 定 資 産	72,893	利 益 剰 余 金	6,597,189
ソ フ ト ウ ェ ア	7,048	利 益 準 備 金	205,810
そ の 他	65,845	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,391,379
投 資 そ の 他 の 資 産	1,948,729	別 途 積 立 金	5,100,000
投 資 有 価 証 券	1,849,036	繰 越 利 益 剰 余 金	1,291,379
長 期 前 払 費 用	3,846	自 己 株 式	△ 86,475
事 業 保 険 掛 金	33,249	評 価・換 算 差 額 等	169,276
保 証 金	31,013	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	169,276
そ の 他 の 投 資	31,583		
資 産 合 計	12,699,986	負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,699,986

損益計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

科 目	金 額(千円)
売上高	8,577,318
売上原価	6,756,990
売上総利益	1,820,327
販売費及び一般管理費	1,225,425
営業利益	594,902
営業外収益	52,263
受取利息及び配当金	36,736
受取賃料	6,656
その他の	8,871
営業外費用	13,695
支払利息	9,402
コミットメントファイ	4,277
その他	14
経常利益	633,470
特別損失	18,472
固定資産廃棄損	5,993
貸倒損	12,478
税引前当期純利益	614,997
法人税、住民税及び事業税	207,000
法人税等調整額	△4,495
当期純利益	412,493

株主資本等変動計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金 自己株式 処分差益	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,320,740	1,088,420	137,017	205,810	5,100,000	998,256
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△119,369
当 期 純 利 益						412,493
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	293,123
当 期 末 残 高	1,320,740	1,088,420	137,017	205,810	5,100,000	1,291,379

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△86,418	8,763,826	319,747	9,083,573
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△119,369		△119,369
当 期 純 利 益		412,493		412,493
自 己 株 式 の 取 得	△56	△56		△56
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△150,470	△150,470
当 期 変 動 額 合 計	△56	293,067	△150,470	142,596
当 期 末 残 高	△86,475	9,056,893	169,276	9,226,170

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法
その他有価証券
 - (1) 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - (2) 時価のないもの
移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準および評価方法
 - ① 商品及び製品・原材料・仕掛品
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ② 貯蔵品
最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置	9年
 - ② 無形固定資産
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等については財務内容評価法等により、また一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員に対し支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
 - ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（退職給付に係る期末自己都合要支給額）および年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金
役員、理事の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程および理事規程に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
5. 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産減価償却累計額 9,241,541千円
2. 有形固定資産のうち次の部分は、短期借入金300,000千円、1年以内返済予定長期借入金146,500千円及び長期借入金81,500千円の担保に供しております。

	本社及び堺工場	東山工場
建 物	452,015千円	200,118千円
土 地	924千円	44,155千円
合 計	452,940千円	244,274千円

投資有価証券のうち45,692千円は、電子記録債務13,432千円及び買掛金64,471千円の担保に供しております。

3. 国庫補助金の受入により工具器具及び備品の取得価額から控除した金額の累計額は55,338千円であります。
4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の株式会社みずほ銀行等と貸出コミットメント契約を締結しております。

貸出コミットメントの総額	500,000千円
借入実行残高	400,000千円
差引額	100,000千円

5. 担保受入金融資産
売掛債権の担保として受け入れている自由処分権のある有価証券の時価は20,268千円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	12,135千株	一千株	一千株	12,135千株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	198千株	0千株	一千株	198千株

(変動事由の概要)

増加数の主な内容は次のとおりであります。

当事業年度中の増加134株は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	59,685千円	5.00円	平成27年3月31日	平成27年6月22日
平成27年11月2日 取締役会	普通株式	利益剰余金	59,684千円	5.00円	平成27年9月30日	平成27年12月7日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成28年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	83,558千円	7.00円	平成28年3月31日	平成28年6月20日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	62,028千円
未払事業税	11,574千円
役員退職慰労引当金	43,121千円
資産除去債務関係	10,621千円
その他	5,276千円
繰延税金資産合計	132,622千円
繰延税金負債	
前払年金費用	8,347千円
其他有価証券評価差額金	73,518千円
繰延税金負債合計	81,865千円
繰延税金資産の純額	50,756千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	33.06%
試験研究費税額控除	△3.61%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.10%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.37%
住民税均等割	1.40%
税率変更による期末繰延税金資産の修正	1.42%
その他	△0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.93%

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主要仕入、販売先に対する取引基盤拡大の観点から投資有価証券を保有しておりますが、それ以外はリスクの少ない預金やMMF等の金融商品に限定し資金運用しております。また、資金調達については、金融機関からの長・短借入による方針であります。

なお、安全性重視のためリスクのあるデリバティブ商品は利用しない方針としております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

まず運用面では、現金及び預金があります。これは、手許現金と金融機関に預金している当座預金等の流動性預金と定期預金（固定性預金）であり、ペイオフの事態以外に原則リスクはないと判断しております。次に受取手形及び売掛金がありますが、顧客に対する信用リスクの問題が生じます。有価証券及び投資有価証券については、当該企業の業績リスクとそれに伴う株価変動リスクを有しております。

調達面では、まず支払手形、買掛金及び未払金がありますが、これは2～3ヶ月の短期もので、このリスクは当社支払能力の問題です。次に金融機関からの長期・短期借入金ですが、金利の変動リスクが発生します。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形及び売掛金に対する顧客信用リスクについては、当社の与信管理規程に基づき、リスク管理を徹底し、リスク発生を回避しております。有価証券及び投資有価証券に対するリスクに対しては、当該企業業績や株価の動向を常時注視し、最悪の事態にならないよう早期の対策を打つ方針であります。

支払手形、買掛金及び未払金に対しては、当社は支払いに備え常時その残高を上回る流動性預金を確保しております。借入金については、長期借入金は金利変動リスクを回避するため固定型金利での調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,810,123千円	1,810,123千円	—
(2) 受取手形、電子記録債権及び売掛金 貸倒引当金（※）	3,096,243千円 △600千円		
	3,095,643千円	3,095,643千円	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	2,280,582千円	2,280,582千円	—
(4) 未収入金	5,257千円	5,257千円	—
(5) 前渡金、仮払金及び前払費用	42,803千円	42,803千円	—
資 産 計	7,234,411千円	7,234,411千円	—
(6) 電子記録債務、買掛金及び未払金	2,098,023千円	2,098,023千円	—
(7) 未払費用、預り金及び前受金	21,906千円	21,906千円	—
(8) 短期借入金	400,000千円	400,000千円	—
(9) 長期借入金	290,556千円	289,192千円	△1,363千円
負 債 計	2,810,486千円	2,809,122千円	△1,363千円
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 貸倒実績率にて計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(資 産)

(1) 現金及び預金

現金及び預金は、短期であるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形、電子記録債権及び売掛金

受取手形、電子記録債権及び売掛金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 未収入金

未収入金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 前渡金、仮払金及び前払費用

前渡金、仮払金及び前払費用は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(負 債)

(6) 電子記録債務、買掛金及び未払金

電子記録債務、買掛金及び未払金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 未払費用、預り金及び前受金

未払費用、預り金及び前受金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 短期借入金

短期借入金は、6ヶ月以内で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価の算定にあたっては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(デリバティブ取引)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	300千円
預り保証金	71,706千円

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難とみとめられるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権の決算日後の償還予定日

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
現金及び預金	1,810,123千円	—	—	—
受取手形、電子記録債権及び売掛金	3,096,243千円	—	—	—
未収入金	5,257千円	—	—	—

(注4) 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超
短期借入金	400,000千円	—	—	—	—	—
長期借入金	184,008千円	89,852千円	16,696千円	—	—	—

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	772円91銭
1株当たり当期純利益	34円56銭
(算定基礎)	
(1) 1株当たり純資産額	
純資産の部の合計	9,226,170千円
普通株式に係る純資産額	9,226,170千円
普通株式の発行済株式数	12,135千株
普通株式の自己株式数	198千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	11,936千株
(2) 1株当たり当期純利益	
当期純利益	412,493千円
普通株式に係る当期純利益	412,493千円
普通株式の期中平均株式数	11,936千株

独立監査人の監査報告書

平成28年5月2日

株式会社ニッカトー

取締役会 御中

清稜監査法人

代表社員 公認会計士 石井和也 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 花枝幹雄 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッカトーの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第146期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月6日

株式会社ニッカトー監査等委員会

監査等委員(常勤) 小 森 常 司 ㊞

監査等委員 西 村 元 昭 ㊞

監査等委員 白 間 真 次 ㊞

- (注) 1. 監査等委員西村元昭及び白間真次は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、平成27年6月19日開催の第145回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。平成27年4月1日から移行日前日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ監査の内容に基づいています。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定した配当を継続することを基本方針とし、経営成績および今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金7円
総額 83,558,216円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金12円（前事業年度は10円）となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成28年6月20日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）が本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

各候補者とも当会社との間には特別の利害関係はありません。

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	にし むら たかし 西村 隆 (昭和26年7月9日)	昭和59年4月 当社入社 昭和59年6月 西村工業㈱監査役 平成2年6月 同社取締役 平成3年4月 当社取締役東京支社副支社長 平成5年6月 当社取締役生産本部生産企画部長 平成6年4月 当社取締役生産本部東山工場長 平成8年4月 当社取締役生産本部堺工場長 平成9年6月 当社常務取締役東京支社長 平成12年4月 当社常務取締役財務部長兼情報システム室長 平成13年6月 当社代表取締役社長（現在）	85,500株
2	し みず とも あき 清水 奉明 (昭和23年11月15日)	昭和46年4月 ㈱第一銀行入行（現㈱みずほ銀行） 平成7年10月 ㈱第一勧業銀行江坂支店長（現㈱みずほ銀行） 平成10年1月 フェニックスリゾート㈱専務取締役経理本部長 平成12年8月 当社入社 当社経営管理室長 平成13年9月 当社経理部長 平成15年6月 当社取締役経理部長 平成21年6月 当社代表取締役常務経理部長（現在）	27,300株
3	あめ やま ひさ みち 飴山 久道 (昭和30年1月18日)	昭和52年4月 当社入社 平成16年4月 当社東京セラミックス部長 平成20年4月 当社大阪セラミックス部長 平成21年6月 当社理事セラミックス営業本部長兼大阪セラミックス部長 平成22年4月 当社理事セラミックス営業本部長 平成22年6月 当社取締役セラミックス営業本部長（現在）	21,500株
4	おお にし ひろ し 大西 宏司 (昭和33年3月15日)	昭和56年4月 当社入社 平成10年4月 当社研究開発部長 平成15年6月 当社理事研究開発部長 平成22年6月 当社取締役研究開発部長（現在）	22,200株

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	やす おか ひろし 安岡 廣 (昭和34年2月13日)	昭和56年4月 当社入社 平成18年11月 当社ENG部長 平成21年6月 当社理事エンジニアリング本部長兼ENG部長 平成21年7月 当社理事エンジニアリング本部長兼FE部長 平成23年4月 当社理事エンジニアリング本部長 平成23年6月 当社取締役エンジニアリング本部長 (現在)	17,600株
6	ど い ゆう じ 土井 祐二 (昭和31年10月19日)	昭和55年4月 朝日生命保険相互会社入社 平成21年4月 同社埼玉西支社長 平成24年4月 当社入社 当社総務部担当部長 平成24年6月 当社取締役総務部長 (現在)	13,800株
7	は せがわ たい じ 長谷川 泰司 (昭和26年12月25日)	昭和50年4月 (株)千野製作所 (現(株)チノー) 入社 平成27年6月 同社執行役員名古屋支店長 平成28年4月 同社顧問 平成28年6月 当社入社 当社東京支社副支社長 (現在)	一株

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって任期満了により、取締役を退任いたします星野 尹氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
星野 尹	平成20年6月 当社取締役 (現在)

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名（監査等委員取締役を除く。）および監査等委員取締役3名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額17,600,000円（取締役分（監査等委員取締役を除く。）14,000,000円、監査等委員取締役分3,600,000円）を支給することといたしたいと存じます。

以上

株主総会会場ご案内略図

会 場 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1
ホテル・アゴーラリージェンシー堺
電話 072-224-1121

交 通 最寄駅 南海電鉄南海本線 堺駅

(堺駅西口からホテル・アゴーラリージェンシー堺2階への連絡通路があります。)

- ・新幹線 (新大阪駅)……地下鉄御堂筋線 (難波駅)……南海電鉄南海本線 (堺駅)
所要時間約45分
- ・関西国際空港……南海電鉄南海本線 (堺駅)
所要時間約30分

